

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年4月21日
【計算期間】	第5期（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）
【発行者名】	ニューシティ・レジデンス投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 新井 潤
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目10番6号
【事務連絡者氏名】	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社 執行役員兼財務経理本部長 岩崎 和行
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目10番6号
【電話番号】	03-6229-3860（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年11月27日提出の有価証券報告書に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

(ロ) 成長性の確保

a. 内部成長

(i) 内部成長の4つの柱

(b) 高稼働率の達成・契約賃料の上昇

<訂正前>

(前略)

第4期(平成18年9月1日～平成19年2月28日)中の保有物件のテナント入替え及び更新件数の合計は960件ですが、これらにつき市場分析の観点から、期中のテナント入替え及び更新時の新賃料について旧賃料からの上昇・下落割合の比較分析を行った結果、件数ベースにおいて「賃料上昇」は27.1%、260件、「賃料下落」は9.0%、86件、「変わらず」は64.0%、614件となっております。また、第5期(平成19年3月1日～平成19年8月31日)についても期中の保有物件のテナント入替え及び更新件数の合計1335件について同様の分析をしたところ、「賃料上昇」は36.5%、487件、「賃料下落」は5.0%、75件、「変わらず」は57.9%、773件でした。

(後略)

<訂正後>

(前略)

第4期(平成18年9月1日～平成19年2月28日)中の保有物件のテナント入替え及び更新件数の合計は960件ですが、これらにつき市場分析の観点から、期中のテナント入替え及び更新時の新賃料について旧賃料からの上昇・下落割合の比較分析を行った結果、件数ベースにおいて「賃料上昇」は27.1%、260件、「賃料下落」は9.0%、86件、「変わらず」は64.0%、614件となっております。また、第5期(平成19年3月1日～平成19年8月31日)についても期中の保有物件のテナント入替え及び更新件数の合計1335件について同様の分析をしたところ、「賃料上昇」は36.5%、487件、「賃料下落」は5.6%、75件、「変わらず」は57.9%、773件でした。

(後略)

3【投資リスク】

(1) リスク要因

① 不動産関連資産—信託受益権特有のリスク

(イ) 信託受益者として負うリスク

<訂正前>

(イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは受益権を有する者をいい(信託法(平成18年法律第108号、その後の

改正を含みます。)第2条第6項。なお、以下、平成19年9月30日施行の同法を「新信託法」といい、新信託法施行と同時に廃止された信託法（大正11年法律第62号。その後の改正を含みます。）を「旧信託法」といい、信託契約に別段の定めがない限り、平成19年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第2条。）、信託契約等の信託行為に基づいて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産にかかる給付をすべきものにかかる債権等を有します。また、不動産信託においては、信託の清算の際の残余財産受益者等として、残余財産の給付を内容とする債権の受益者や、残余財産の帰属すべき者として指定されることが通常です。

（後略）

<訂正後>

(イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは受益権を有する者をいい（信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。）第2条第6項。なお、以下、平成19年9月30日施行の同法を「新信託法」といい、新信託法施行前の信託法（大正11年法律第62号。信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正を含みません。）を「旧信託法」といい、信託契約に別段の定めがない限り、平成19年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条。）、信託契約等の信託行為に基づいて信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産にかかる給付をすべきものにかかる債権等を有します。また、不動産信託においては、信託の清算の際の残余財産受益者等として、残余財産の給付を内容とする債権の受益者や、残余財産の帰属すべき者として指定されることが通常です。

（後略）